

# 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金制度要綱

## 第1 通則

宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金交付要綱（令和8年6月8日8山観第54号。以下「交付要綱」という。）に定めのあるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

## 第2 目的

宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金は、観光客の満足度向上に向け、県内周遊及び滞在の拠点となる宿泊施設が集積している地域（以下、「宿泊施設集積地」という。）の魅力向上及び上質化を図ることを目的とする。

## 第3 交付対象者等

### 1 交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 長野県内の市町村、広域連合及び一部事務組合
- (2) 長野県内に事務所を有するDMO
- (3) 長野県内に事務所を有する、国や地方自治体などの公的機関と、営利を目的とする民間企業との中間的な存在として、公益的な観光事業を推進する目的で設立される団体

### 2 補助対象事業等

- (1) 補助金の交付対象となる事業及び経費は別表に例示するもののほか、知事が認めるものとする
- (2) 補助率は定額とし、上限額は知事が定める額とする。
- (3) 同項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる事業は交付対象としない。
  - ア 宗教的活動に関する事業
  - イ 政治的活動に関する事業
  - ウ 公序良俗に反する事業
  - エ 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
  - オ 従前から申請者独自の財源で実施されている事業
  - カ その他知事が不相当と認める事業

### 3 補助対象外経費

次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費等の経常的な経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 地方債の償還に充当する費用
- (4) 食糧費
- (5) その他知事が不相当と認める経費

#### 第4 実施計画の作成及び提出等

- 1 本補助金の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業基本構想（以下「基本構想」という。）及び、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 基本構想及び実施計画の事業期間は5か年度以内とする。
- 3 第1項の規定により申請をするときは、補助金に係る消費税額等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請を行うものとする。ただし、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

#### 第5 選定方法

- 1 知事は、第4に規定する書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし、適当と認めるときは、実施計画の承認を行う。また、実施計画に記載された事業に伴い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。
- 2 知事は、前項の承認を行う場合には、知事が選定する者で構成する評価会議の審査を経なければならない。
- 3 知事は、前項の審査に当たっての方針を別に定めるものとする。

#### 第6 実施計画の変更

補助対象者は、第5の規定により実施計画等の承認を受けた後において事業内容の変更（事業を中止、又は廃止するときを含む。）するときは、あらかじめ宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画変更承認申請書に第4第1項で規定する関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない

- (1) 事業目的に影響のない実施計画の細部の変更である場合
- (2) 事業費の20パーセント以内の金額を減額する場合

#### 第7 その他

この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。

別表（第3関係）

（補助対象事業及び補助対象経費）

| 補助対象事業（例）             | 補助対象経費（例）  |
|-----------------------|--|
| （1）周遊・滞在環境の向上         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な観光拠点（観光案内所・休憩スペース・特売所等）の改修に係る経費</li> <li>●地域資源を活かした広場空間や街路の整備に係る経費</li> <li>●泊食分離への転換のためエリア内の宿泊・飲食施設の一体的な改修に係る経費</li> </ul> |
| （2）観光客の利便性向上          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●デジタルサイネージの設置に係る経費</li> <li>●看板等の多言語化に係る経費</li> <li>●街路の段差解消に係る経費</li> </ul>  |
| （3）地域の収益性向上           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共通宿泊サイトの構築に係る経費</li> <li>●地域の観光データを統合・活用するためのプラットフォームの構築に係る経費</li> </ul>   |
| （4）景観整備               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●廃屋の撤去に係る経費</li> <li>●古民家の再生・利活用に係る経費</li> <li>●街路の無電柱化に係る経費</li> </ul>   |
| （5）実施計画等の推進に関する調査、設計等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施計画策定に係る委託料</li> <li>●実施計画推進に向けた調査、設計費</li> <li>●計画実現に向けた社会実験に要する経費</li> </ul>  |